

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年 3月 7日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 清家 英貴

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 平成25年度砂糖の小売店販売価格の委託調査
- (2) 委託内容 別添仕様書のとおり

2 入札参加資格に関する事項

次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 独立行政法人農畜産業振興機構「競争参加者資格審査等事務取扱要領（平成15年10月1日付け15農畜機第152号）」第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

「競争参加者資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

（有資格者とししない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者とししないものとする。

（有資格者とししないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間に有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であつて納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

- (2) 前項に該当する者を入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 入札時において、平成22年～24年度独立行政法人農畜産業振興機構有資格者名簿役務等の「調査・研究」に登録された者であること。

(4) 下記の入札説明会に参加した者または入札説明書の交付を受けた者であること。

3 入札説明会の場所及び問い合わせ先等

(1) 入札説明会の日時及び場所

平成25年3月15日(金) 13:30より

東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 北館1階会議室

※ 出席を希望する場合は、その旨を下記宛に平成25年3月14日(木)17時までに「平成25年度砂糖の小売店販売価格調査に係る業務委託」説明会出席届をFAXにより送信すること。ただし、出席者は各社2名までとする。

(2) 問合せ先

独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部 中司(なかつかさ)

E-mail nakatsukasa@alic.go.jp

TEL 03-3583-9804

FAX 03-3584-1246

(3) 入札説明書

入札説明書等資料は(1)の説明会において配布するほか、下記の期間において上記(2)の問合せ先で配布する。

・配布期間 平成25年3月18日(月)～4月4日(木)

4 入札並びに開札の日時及び場所

(1) 入札日時 平成25年4月5日(金) 13時30分～13時45分

(2) 開札日時 平成25年4月5日(金) 13時45分～

(3) 場所 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 北館1階会議室

5. 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとし、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うためご理解とご協力をお願いする。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上のいずれかの区分に該当する
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供する情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

6. その他

- (1) 入札及び手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 契約書の作成の要否

要

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 落札者の決定方法

「平成25年度砂糖の小売店販売価格の委託調査」の開札の結果、入札の条件で規定する無効の入札を除き、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号）第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

仕様書

(平成25年度砂糖の小売店販売価格の委託調査)

1. 契約期間

契約締結の日 ～ 平成26年3月31日

2. 調査対象期間

平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日

3. 調査対象品目

砂糖（上白糖、グラニュー糖、三温糖）

4. 調査内容及び方法

POS（Point of Sales, 販売時点情報管理）情報を利用した砂糖の小売店販売価格調査

① POS情報の提供

受託者は、全国300店舗以上から3の調査対象品目に係るPOSデータを抽出し、独立行政法人農畜産業振興機構（以下、機構という。）に対し、月別、業態別（スーパーマーケット、生活協同組合、コンビニエンスストア）、地域別（北海道、東北、関東外郭、首都圏、中部、関西、中国・四国、九州・沖縄の8地域）及び商品別の販売データ（販売金額、販売個数、販売量及びそれぞれの来店客千人当たりの数値並びに平均価格）を提供すること。

※各地域に該当する都道府県は以下のとおり

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東外郭：茨城県、栃木県、群馬県、長野県、山梨県、静岡県

首都圏：東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県

中部：新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、愛知県

関西：大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、和歌山県、奈良県

中国・四国：岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県

九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

② POS情報の組み替え

受託者は、3の調査対象品目の1kg小袋のPOS情報について、日別の販売データを基に各月毎に、別紙1のとおり平均価格、主要価格、特売価格及び特売比率を算出し、別紙2の様式により提出すること。この場合の業態別対象店舗数はそれぞれ以下の条件を満たすこと。

スーパーマーケット：北海道、東北、関東外郭、首都圏、中部、関西、中国・四国、九州・沖縄の8地域それぞれから各10店舗以上、合計130店舗以上となること。

生活協同組合：全国から4組合以上、合計10店舗以上となること。

コンビニエンスストア：全国から3系列店以上、合計20店舗以上となること。

※契約期間中に、廃業等により組み替えデータ算出対象店舗に変更があった場合には、原則として機構に通知すること。

5. 提出時期

受託者は、1カ月のデータを取りまとめの上、原則として翌月20日（20日が休日の場合には前営業日）までに機構調査情報部に提出するものとする。

砂糖の小売店販売価格の種類と算出方法

| | |
|------|---|
| 平均価格 | 店舗別・商品別の最高価格の単純平均とする。 |
| 主要価格 | 価格を頻度別に順位付けし、上位3位までを出力。同回数の場合は高い価格の値を上位に採用する。 |
| 特売価格 | 店舗別・商品別に、最高価格×0.85以下の価格を特売として抽出する。 |
| 特売比率 | 全体販売日・商品数のうち、特売された販売日・商品数の比率とする。 |

(各価格算出の材料となるPOSデータの例)

| | | | | |
|----|---|---------------|-------------------------------------|-----------------|
| い店 | 2013/4/1 2013/4/2 2013/4/3 ~ 2013/4/29 2013/4/30 | a社 ※印 上白糖 1kg | 175 178 190 170 175 | 190円×0.85=161.5 |
| | 2013/4/1 2013/4/2 2013/4/3 ~ 2013/4/29 2013/4/30 | b社 ○印 上白糖 1kg | 180 180 194 168 164 | 194円×0.85=164.5 |
| ろ店 | 2013/4/1 2013/4/2 2013/4/3 ~ 2013/4/29 2013/4/30 | a社 ※印 上白糖 1kg | 176 141 175 153 182 | 182円×0.85=154.7 |
| は店 | 2013/4/1 2013/4/2 2013/4/3 ~ 2013/4/29 2013/4/30 | b社 ○印 上白糖 1kg | 157 157 188 168 175 | 188円×0.85=159.8 |
| | 2013/4/1 2013/4/2 2013/4/3 ~ 2013/4/29 2013/4/30 | c社 ▲印 上白糖 1kg | 180 180 194 168 164 | 194円×0.85=164.5 |

(具体的な算出例 (上表の事例の場合))

| | |
|------|--|
| 種類 | 算出例 |
| 平均価格 | ①各店舗別・商品別に各月の最高価格(赤字)を抽出する。 ②①の価格を単純平均する。 (190+194+182+188+194)÷5=189.6円 |
| 主要価格 | 180円が4回、175円が4回、168円が3回なので、上位3位は180円、175円、168円の順となる。 |
| 特売価格 | 特売価格帯は141~164円(青字)となる。 |
| 特売比率 | 6(特売価格(青字)での販売日数)÷25(全体日数)×100=24(%) |

注：2012年4月の場合。この表では抽出日数は5日であるが、実際には1ヶ月単位で毎日のデータを抽出する。

「平成25年度砂糖の小売店販売価格委託調査」説明会出席届

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 清家 英貴 あて

住 所

法人名

「平成25年度砂糖の小売店販売価格委託調査」説明会への出席を希望します。
なお、説明会への出席等に関する担当者は下記のとおりです。

記

(担当者)

所属・役職

担当者氏名

電話番号

FAX番号

E-mailアドレス

※ 出席者が複数の場合は、お手数ですが出席者それぞれについて所属・役職等を記入して下さい。